

浦安市指定地域密着型介護老人福祉施設等の利用及び地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る同意に係るガイドライン

令和4年8月29日 市長決定

(ガイドラインの目的)

第1条 このガイドラインは、市内の地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型特定施設（以下、「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）の利用及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業所の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）に係る方針を定め、地域密着型サービスの円滑な利用及び適正な運営を確保することを目的とする。

(地域密着型介護老人福祉施設等の利用)

第2条 市内の地域密着型介護老人福祉施設等の利用は、次の各号に定める者に限る。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 法第13条に定める住所地特例施設に入所又は入居中の本市の被保険者
- (3) その他やむを得ない事情等により、市内の地域密着型介護老人福祉施設等の利用を認めることが適切であると市長が認めた者

(指定の同意を行う基準)

第3条 他市町村の被保険者による浦安市内（以下「市内」という。）の指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下、「指定地域密着型サービス事業所等」という。）の指定に係る同意については、原則として行わないものとする。ただし、以下のいずれかの基準に適合すると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 当該利用者が災害その他やむを得ない理由により市内の指定地域密着型サービス事業所等を利用する必要があると認められる場合
- (2) 当該利用者が平成28年3月31日において、市内の指定地域密着型サービス事業所等を利用していた者で、平成28年4月1日以降も引き続き利用する必要があると認められる場合
- (3) その他市長が特に必要であると認める場合

(市外事業所を指定する基準)

第4条 法第9条により浦安市を保険者とする被保険者が浦安市外（以下「市外」という。）に所在する地域密着型サービス事業所等の利用を希望するときは、以下のいずれかに定める基準に適合すると認められる場合に限り、当該事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。

- (1) 当該利用者が災害その他やむを得ない理由により市外の指定地域密着型サービス事業所等を利用する必要があると認められる場合
- (2) 当該利用者が平成28年3月31日において、市外の指定地域密着型サービス事業所等を利用していた者で、平成28年4月1日以降も引き続き利用する必要があると認められる場合
- (3) その他市長が特に必要であると認める場合

(附 則)

このガイドラインは、決裁の日から施行する。